



# 島根県報

令和 7 年10月21日（火）

第 6 6 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【公 告】

|                       |             |   |
|-----------------------|-------------|---|
| 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 | （農 業 経 営 課） | 2 |
| 家畜人工授精に関する講習会の開催      | （畜 産 課）     | 2 |
| 開発行為に関する工事の完了         | （都 市 計 画 課） | 4 |

### 【特定調達公告】

|                                        |             |   |
|----------------------------------------|-------------|---|
| 島根県食品衛生及び麻薬免許システム開発・運用保守業務に係る随意契約の相手方等 | （薬 事 衛 生 課） | 4 |
|----------------------------------------|-------------|---|

# 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和 7 年10月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番        | 地目 | 面積（平方メートル） |
|---------------|----|------------|
| 雲南市大東町養賀43番 1 | 田  | 106        |

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 農地を利用する権利の始期   | 存続期間                 | 借賃に相当する補償金の額（円） |
|----------------|----------------------|-----------------|
| 令和 8 年 1 月 1 日 | 権利の始期から令和12年12月31日まで | 4,770           |

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 7 年11月 4 日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、家畜人工授精師養成講習会規程（昭和62年島根県告示第500号）第3条第2項の規定により公告する。

令和 7 年10月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開催場所

(1) 学科及び実習

島根県立農林大学校 大田市波根町970－1

島根県畜産技術センター 出雲市古志町3775

島根県家畜病性鑑定室 出雲市神西沖町918－4

## (2) 修業試験

島根県立農林大学校 大田市波根町970-1

## 2 開催期間

令和 8 年 1 月19日（月）から同年 2 月20日（金）まで

## 3 受講定員

15名程度

## 4 講習に係る家畜の種類

牛

## 5 講習の科目

## (1) 学科

畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、関係法規、生殖器解剖、繁殖生理（神経・内分泌及び雌繁殖生理）、精子生理（雄繁殖生理）、種付けの理論（妊娠と分娩）、家畜人工授精及び家畜人工受精用精液の保存

## (2) 実習

家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法、家畜人工授精及び家畜人工受精用精液の保存

## 6 受講資格

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力を有すると認める者

(2) 家畜保健衛生所長が適当と認めて推薦した者

## 7 受講者の調整

(1) 受講資格を有し、受講を希望する者は、令和 7 年12月 1 日（月）までに住所地を管轄する家畜保健衛生所にその旨を申し出ること。

(2) 受講希望者の数が受講定員を超えたときなどは、次の事項を勘案して受講者の調整を行う場合があること。

ア 家畜人工授精の業務を的確に実施するのに必要な知識及び技能を修得することができる者と認められる者

イ 家畜人工授精師の免許取得後、家畜人工授精の業務に従事しようとする者で地域の家畜改良増殖の発展に資すると認められるもの

(3) 家畜保健衛生所から受講できる旨の連絡を受けた者は、8 の受講手続をとること。

## 8 受講手続

## (1) 提出書類

家畜人工授精師養成講習会受講願書（以下「受講願書」という。）を開催要領で指定する方法により提出すること。

## (2) 受講手数料

一般は18,500円、肉用牛専攻 2 年生は11,960円、短期養成コース専攻生は12,480円を開催要領で指定する方法により納付すること。

なお、受講決定後の手数料の返金を行わない。

## (3) 提出期限

令和 7 年12月15日（月）

## 9 受講者の決定

書面により受講願書の提出者に通知する。

## 10 その他

(1) 受講についての問合せは、農林水産部畜産課（0852-22-5827）又は住所地を管轄する家畜保健衛生所に行うこ

と。

- (2) 開催場所又は開催期間は、やむを得ない理由が生じた時には、変更する場合があること。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年10月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

隠岐の島町平八郎淵 2 番 1

隠岐の島町平中田 5 番 1、5 番 2、6 番 1、6 番 2、7 番 1

隠岐の島町平平ノ前76番、76番 1

隠岐の島町平中田 6 番 2 地先から 7 番 1 地先まで（水）

隠岐の島町平八郎淵 2 番 1 地先から 2 番 1 地先まで（道）

面積 4,874.47平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号 第一福岡ビル S 館 4 階

株式会社コスモス薬品 代表取締役社長 横山 英昭

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公告する。

令和 7 年10月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県食品衛生及び麻薬免許システム開発・運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県健康福祉部薬事衛生課 島根県松江市殿町 1 番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 8 月22日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ハイエレコン 代表取締役社長 上田 康博 広島県広島市西区草津新町 1 丁目21番35号

5 随意契約に係る契約金額

66,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 1 号の規定による。